(四)　何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとし、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に一定の情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない等、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る規定を整備することとした。（第七六条～第一〇三条関係）

(五)　行政機関の長等は、個人情報保護法の規定に従い、行政機関等匿名加工情報を作成し、及び提供することができる等とした。（第一〇七条～第一二一条関係）

(六)　適用の特例

(1)　独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務における個人情報等の取扱いについては、行政機関等の義務等に関する規定の一部等を適用しないこととした。（第一二三条第一項関係）

(2)　個人情報取扱事業者等に含まれる一部の独立行政法人等による個人情報等の取扱いについては、行政機関等の義務等に関する規定の一部等を適用することとした。（第一二三条第二項関係）

6　個人情報保護委員会に関すること

(一)　委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図ることを任務とすることとした。（第一二八条関係）

(二)　委員会は、行政機関等の義務等に関する規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱い等について、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言又は勧告をすることができることとした。（第一五三条～第一五五条関係）

五三　個人情報の保護に関する法律の一部改正関係

1　行政機関等の定義に地方公共団体の機関（議会を除く。五三の2を除き、以下同じ。）及び一部の地方独立行政法人を加えることとした。（第二条第一一項第二号及び第四号関係）

2　地方公共団体は、国の施策との整合性に配慮しつつ、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有することとした。（第五条関係）

3　個人情報の保護に関する施策等に関すること

(一)　国は、地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることとした。（第九条関係）

(二)　地方公共団体は、その機関及びその設立に係る地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることとした。（第一二条関係）

4　個人情報取扱事業者の義務等に関すること

(一)　個人情報取扱事業者の定義に一部の地方独立行政法人を加えることとした。（第二条第一一項第四号及び第一六条第二項第四号関係）

(二)　個人情報取扱事業者等に含まれる地方独立行政法人については、個人情報取扱事業者の義務等に関する規定の一部を適用しないこととした。（第五八条第一項第二号関係）

(三)　地方公共団体の機関が行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務における個人情報等の取扱いについては、個人情報取扱事業者の義務等に関する規定の一部等を適用することとした。（第五八条第二項第一号関係）

5　行政機関等の義務等に関すること

(一)　「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいうこととした。（第六〇条第五項関係）

(二)　個人情報ファイル

(1)　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定の適用については、個人情報ファイル簿の記載事項に「記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」を加えることとした。（第七五条第四項関係）

(2)　個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないこととした。（第七五条第五項関係）

(三)　開示、訂正及び利用停止

(1)　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての保有個人情報の開示義務に関する規定の適用については、不開示情報に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する不開示情報に準ずる情報であって地方公共団体の情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」を加えることとした。（第七八条第二項関係）

(2)　地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、行政機関等の開示、訂正及び利用停止に関する規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないこととした。（第一〇八条関係）

(四)　雑則

(1)　適用の特例

イ　地方公共団体の機関が行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務における個人情報等の取扱いについては、行政機関等の義務等に関する規定の一部等を適用しないこととした。（第一二五条第一項関係）

ロ　個人情報取扱事業者等に含まれる地方独立行政法人による個人情報等の取扱いについては、行政機関等の義務等に関する規定の一部等を適用することとした。（第一二五条第二項関係）

(2)　地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとした。（第一二九条関係）

6　個人情報保護委員会に関すること

(一)　地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができることとした。（第一六六条第一項関係）

(二)　地方公共団体の長は、個人情報保護法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならないこととした。（第一六七条第一項関係）

7　都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定の適用について、所要の経過措置を定めることとした。（附則第七条関係）

五四　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正関係

審査の申請等を行う方法について、政令（審査の申請書等には押印又は指印しなければならない旨を規定）への委任を行わないこととした。（第一五七条第一項、第一六二条第一項、第二二九条第一項、第二三〇条第一項、第二七五条第一項及び第二七六条第一項関係）